

土木学会北海道支部技術賞授与規定

(昭和52年12月 制定)

(総 則)

第 1 条 土木学会北海道支部技術賞（以下「技術賞」という。）の授与についてはこの規定による。

(技術賞の対象)

第 2 条 技術賞は、北海道内において、土木事業の計画、設計、施工等に関し、土木技術の進展に顕著な貢献をなしたと認められるすぐれた技術（技術、業績、工法、構造物等）の中から選ばれる。

(選考委員会)

第 3 条 技術賞を選考するために土木学会北海道支部技術賞選考委員会（以下「選考委員会」という。）をおく。

2. 選考委員会は委員10人程度をもって構成する。

3. 委員は原則として支部所属の会員の中から支部長が委嘱し、その任期は1年とし、再任を妨げない。

4. 選考委員会の委員長は委員が互選する。

(賞の決定、表彰の時期、方法)

第 4 条 技術賞は、商議員会において決定し、表彰は通常総会において賞状および副賞を授与して行う。

この技術賞は、本部の技術賞等と重複して授賞することができる。

土木学会北海道支部技術賞候補募集要項

(候補対象)

北海道内において、土木事業の計画、設計、施工等に関し、土木技術の進展に顕著な貢献をなしたと認められるすぐれた技術（技術、業績、工法、構造物等）。

(受賞候補者)

個人または団体および土木構造物等。

(候補の範囲)

過去2ヵ年間におおむね終了したもの。

(応募および推薦の方法)

1. 自ら応募する場合

支部の応募用紙に必要事項を記載し、当該年度の2月15日までに支部長宛提出する。

2. 推薦する場合

推薦者は支部の推薦用紙に必要事項を記載し、当該年度の2月15日までに支部長宛提出する。

3. 支部長よりの推薦依頼による場合

支部長は選考委員会の委員にあらかじめ推薦の依頼を行い、委員の推薦によるものを候補に加える。なお、土木学会本部の技術賞、技術開発賞、田中賞などと重複して応募あるいは受賞してもよい。

(審査)

土木学会北海道支部技術賞選考委員会において行う。

毎年3件程度を受賞の対象とする。

(表彰)

当該年度の土木学会北海道支部通常総会において行い、賞状、副賞を贈る。